

人権なら

2022年2月1日

第134号

NPOなら人権情報センター

● ひと・まち・生き生き

人権に関わる相談事業を実施

なら人権情報センターが三宅町事業委託で

NPO法人なら人権情報センターが三宅町から委託されている事業は、「地域人権講座」(年5回)と、中学



生を対象にした学習支援と「居場所」活動のほか、女性や子どもの人権についての相談事業がある。

学習支援と居場所の教室「かいほう塾」(写真)は町まちづくり交流センターMiiMoで活動。今年度は32人が登録。1年生が多い。式下中学の先生、ボランティア、NPOスタッフを含め、約30人が関わる。

子どもたちにとって学校や家とは違った「居場所」だ。生徒たちは午後7時前には集まる。受験や進路が気になりな3年生はしっかりとサポートを受ける。

女性や子どもの人権に関わる相談も受け付け

女性や子どもの人権に関わる相談は町人権センターで行う。2021年の相談件数はDV7件、性的被害4件、教育・児童虐待2件、生活困窮4件、部落問題2件、障害者問題3件、その他19件の計41件だった。

DV被害では加害者から逃れたあと、離婚裁判の疲れや不安、今後の生活相談。性的被害では被害者が苦しい気持ちを受け止めてもらえず、孤立感を抱えた相談。労働面では生活困窮や友人、身内の人間関係などの相談。いずれも相談者は孤立を深めている。

差別問題では部落や在日朝鮮人に対するインターネットへの差別書き込みの対応についての相談も増えている。相談内容から「時代の変化」が感じられる。

ひとりで抱え込まないで気軽に相談を

子ども、家族、仕事のこと、DV、将来への不安、生活上の困りごとの相談は三宅町人権センター2階の相談室(写真)で行っている。相談はスタッフが受け、状況に応じて専門機関を紹介する。プライバシーは厳守。相談日は毎水曜日(11時～16時)。電話/FAXは0745-42-2221。



確定申告相談会のお知らせ

奈良県中小企業者協会(山下力会長)は2月7日から3月9日まで2021年度分確定申告相談会を開く。会員を対象にした相談日程は下表の通り。

相談会はいずれも午前9時半～11時半、午後1時半～3時半。三宅町人権センター2階集会室で。なお、マイカー共済加入相談会も実施する。問い合わせは0744-33-3939まで。

月 日	曜	対 象 郡 市 町
2月 25日	金	川西町、三宅町
28日	月	田原本町
3月 1日	火	
2日	水	
3日	木	田原本町、奈良市、桜井市、天理市
4日	金	天理市
7日	月	天理市、大和高田市、御所市、葛城市、香芝市、宇陀市、北葛城郡
8日	火	生駒市・生駒郡、大和郡山市、五條市
9日	水	橿原市、他府県

「運動史」編纂作業の現状

編纂委員会を設置し一層の推進を図ることに

NPOなら人権情報センターと反差別・人権交流センターの共同事業として始めた「奈良の部落解放運動史」編纂事業は3年が経過した。

この編纂事業については、当初の「報告と提案」の中で、1946年2月「部落解放全国委員会」設立(京都)、1951年京都における「オールロマンス差別事件」を経て、195

5年部落解放同盟に改称。奈良においても1946年3月部落解放奈良地方委員会



が発足、その後、1957年10月「部落解放同盟奈良県連再建代表者会議(第1回大会)」を開催し、委員長/米田富・顧問/阪本清一郎を選出。以降、戦後部落解放運動が大きく歩み始める、として、この運動史の編纂を通して過去・現在に向き合い、「新しい景色」に出会いたい、と記した。

山下力さん聞き取り内容は冊子を作製へ

編纂作業は専従スタッフを確保できないまま、日常業務の合間を見つながら、「目録」の作成を進めている。目録は①差別事件②行政③組織④共同闘争⑤教育研究⑥議会関係に分類し、エクセルに入力。現在、1988年から2003年までの5477件を終了した。でも、まだ、全体の半分に過ぎない状況だ。

一方、石元清英さん(ひょうご部落解放人権研究所所長)にお願いした山下力さんからの聞き取り作業は終了。現在、冊子に起こす準備をしている段階だ。

今後、「編纂委員会」を早急に設置し、運動史の編纂作業をどう進めるのか。手つかずの写真・映像・テープ・CD・DVDをはじめ、数多くの書籍類や、編纂以降の史料類の利用方法(管理)の検討を含め、議論を進めていきたいと考えている。

「骨(フニ)を還せ 魂(マブイ)を還せ」

植民地主義に抗う沖縄と連帯して集会

植民地主義に抗う沖縄と連帯する奈良県集会在12月19日、県人権センターであった=写真。琉球人遺骨返還を求める奈良県会議が主催した。

集会のテーマは、「日本政府よ！なぜこの美しい自然を埋め立て新基地を作るのか？」「京都大学よ！なぜ盗んだ遺骨を返さないのか？」。



まず、映像「骨(フニ)を還せ 魂(マブイ)を還せ」を上映。そのあと、琉球民族遺骨返還訴訟弁護団長の丹羽雅雄・弁護士が「裁判で問われた脱植民地主義と国際人権・人道法」と題し講演。本訴訟の本質的事項や、先住民族の権利、植民地主義に関する国際人権の潮流を踏まえた日本の法制度について語った。

無断盗掘し優生思想による研究材料にした

丹羽さんは講演の中で、琉球民族はアイヌ民族とともに明治政府による「国内植民地支配」以降、日本国家の対外膨張・植民地主義政策、「国防」政策の下で、差別と抑圧を受け続けてきた。天皇制国家は琉球民族に対する皇民化政策によって、琉球民族の言語、文化、教育、宗教的伝統や慣習などの先住民族としてのアイデンティティを解体しようとした。さらに、帝国大学は琉球墓を無断盗掘し、祖霊が宿る遺骨を優生思想による研究材料にまでした、と話した。

最後に、本訴訟は優れて日本国家・社会、そして、ヤマトの私たち一人ひとりの課題である。過去、現在、未来に向けた責任でもある、と語った。

このあと、前衆院議員の屋良朝博さんが「辺野古を止める！沖縄と安全保障」と題して講演。「沖縄の基地問題は安全保障問題ではない」とした。県会議代表の崎浜盛喜さんは本県会議の取り組みを話した。

もっと一緒にいたいなあ

子どもの居場所づくりをめざす山本薫さん

長年、三宅町で児童館活動や学童保育の活動をしてきた山本薫さん。彼女が取り組み始めた「子どもの居場所」活動についての思いを投稿してもらった。



私は自分が育った地域でいろんな人たちの協力を得ながら、児童館活動や学童保育の場で子ども支援の仕事に延べ20年間、携わってきました。

学童保育が「子どもの居場所」「保護者が安心して預けられる場所」「地域の子育ての場所」となるため、微力ながら尽力してきました。



しかし、退職することとなって、思いの糸がプツンと切れた気持ちになりました。今までやってきた「子どもの居場所」とは何だったのか。改めて考えました。

子どもの気持ちに寄り添いながら取り組む

子どもを主役にして、子どもの声に耳を傾け、気持ちに寄り添いながら、活動を展開してきたことは、学童保育の中だけしかできないのか。光を当てて見ていこうとしてきた子どもはどんな子どもだったのか。

思いをうまく言葉に表せずにもがいている子。困ったことを伝えられない子。家庭の問題を抱えている子。愛されたいと必死に訴える子など、小さな胸にあふれる思いを持った子どもたちがたくさんいました。

子どもにとって何が必要なのか。子どもをめぐる地域の環境はどうなっているのか。今まで一緒にいた子どもたちをもっと応援したい。地域の子どもたちに目を向け、子どもの笑顔に出会いたい、と思いました。

居場所とは、ほっとできる空間(休んで回復する場)。一緒にいて、人との関わりをもち、友だちとのつながりを求める場所。自分が自分でいられる場所。居たくなる場所ではないか、と考えています。

そんな場所を自分の住んでいる地域でつけれないか、と考え、NPOなら人権情報センターの協力を得て、居場所づくりに今、取り組み始めています。

大人たちにもボランティア協力してもらおう

退職前、男の子が「〇〇食堂」をやってほしい、と言ったことをきっかけに、数人の子どもたちを自宅に招き、‘つくってたのしもう’と手づくり教室を開きました。

昨年10月には、「おたのしみ映画会」を企画。子どもたちの口コミで子ども25人と大人7人の参加を得ました。子どもも数人がスタッフとして活動してくれます。

コロナ禍にあつて、「みんなであそぼう会」などの活動も延期せざるを

えないことがあります。思うように進められないもどかしさもあります。でも、子どもたちとのつながりを大事に続けていくことを目標にしています。



今後も、子どもたちの声を聴き、なら人権情報センターの協力を得ながら、小さな食堂や、小さなイベントを継続し、一緒にいる。一緒にご飯を食べることから、何か困ったときに手がかりになれる。やりたいことができる。信頼できる大人がいる。大人も子どもも大好きなところとなるよう、進めていきたいと考えています。

「米田富顕彰碑」を草刈り清掃

「米田富顕彰碑」の草刈り清掃を昨年10月27日に実施した＝写真。5月に続き、年2回の作業。葛の蔓が伸びて作業は厄介。近所の人も「ご苦労やなあ」と声をかけてくれた。



米富さんは1988年5月4日に死去。石碑の建立は2000年5月4日。今年が水平社創立100年。米富さんはどんな思いにふけているのか。聞いてみたい。

琉球遺骨返還訴訟が結審

金城実さんが意見陳述。判決は4月21日に

京都大学に遺骨の返還を求めた訴訟の第12回口頭弁論が1月20日、京都地裁であり、結審した。

本訴訟は、京都帝大医学部の金関丈夫らが百按司(むむじやな)

墓から遺骨26体を盗掘。

先祖の霊魂は骨に宿ると



することから、遺骨が崇拜の対象として本来あるべき場所にないため、憲法が保障する信仰の自由や民族的、宗教的自己決定権が侵害された、と訴えたもの。

原告弁護団が最終準備書面要旨を陳述

この日、原告弁護団は最終準備書面を提出し、要旨を陳述。李承現弁護士は、原告らは遺骨を管理する民法上の祭祀承継者に当たる。定岡由紀子弁護士は、京大が遺骨を保管し続けることは琉球文化の侵害。普門大輔弁護士は、遺骨持ち出しを伝えた1929年1月26日付「琉球新報」を示し、京大は返還すべき。

編集後記 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

繰り返される差別街宣。ネットにもヘイト動画が溢れる。米国ではアジア系を狙ったヘイトクライム(憎悪犯罪)が続く。去年の件数は8千を超える。死者まで出ている。日本でも激化。昨夏、京都にある在日朝鮮人集落「ウトロ地区」で放火事件が起きた。愛知の民団施設でもあり、奈良県内在住の男が逮捕された。一段と過激化するヘイトクライム。とても危険だ。社会が確実に蝕まれていく。私たちは無関心ではられない。克服すべき社会課題だ。人権意識の乏しい日本。関係機関やメディアは強い主張と姿勢を示すべきだ。私たちは排除するヘイトよりも包摂する社会をめざしたい。

丹羽雅雄弁護士は、遺骨持ち出しは犯罪行為。本件訴訟で問われる本質的事項と国際人権・人道法の国際的潮流を理解して判断されるべきだ、と述べた。

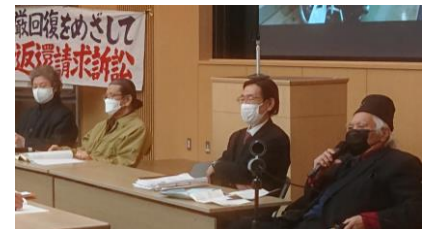
続いて、金城実さんが「この裁判は未来を担う子孫に向けての品格をかけて闘ってきた」と意見陳述。

このあと、裁判長が「判決は4月21日」と。これに崎浜盛喜さんが「裁判長、これで終わりか？ なぜ、遺骨がある京大博物館を調査しないのか」と抗議した。

「琉球先住民族の尊厳をかけた歴史的闘い」

公判後、京都市内で報告集会＝集会。弁護団の報告のあと、原告の

金城実さん、亀谷正子さん、玉城(たまぐすく)毅さんが発言した。



原告団長の松島泰勝・龍谷大教授は「本訴訟は原告5人全員が意見陳述。できることをすべてやり遂げた。約5年間、多くの方に支援を受けてきた。弁護士の力強い活動によりここまで続けることができた。心より感謝。本訴訟は琉球先住民族の尊厳をかけた歴史的な闘い。遺骨を島に帰還させるまで、大阪高裁、最高裁まで行く決意。今後とも支援を」と表明した。

判決は4月21日午後2時半に言い渡される。

<お詫びと訂正>

前号1面の「架け橋交流・講演会」の記事で森田浩司・三宅町長の名前が間違っていました。また、2面の「確定申告相談」の記事で「3月9日まで」の「3」が欠落していました。お詫びして訂正します。

ニュースレター「人権なら」

発行:NPO法人なら人権情報センター

〒636-0223

奈良県磯城郡田原本町鍵301-1

TEL:0744-33-8585/FAX:0744-32-8833

E-mail:info@nponara.or.jp

http://www.nponara.or.jp/